

会 議 名	第1回 狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会
開 催 日 時	平成29年7月10日(月) 午後6時30分～午後8時20分
会 場	狭山市役所6階 602・603会議室
出 席 者	狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員 19名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 市長あいさつ 4. 委員自己紹介 5. 委員長、副委員長の選出 6. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくり条例（仮称）制定の進め方について (2) 今後のスケジュール (3) その他 7. 閉 会

協議概要・
決定事項

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ

「協働のまちづくり条例」の制定は、私の公約の一つでもある。これまで、市は協働を一つのテーマとしてまちづくりを進めてきたところであるが、条例の制定にあたり、さまざまな分野で活躍する皆さんにお集まりいただいたところである。

現在は、どの自治体も経営が厳しい状況であり、活躍している皆さんと市が同じ方向を向いて協力していくことが、私たちが進むべきみちであると考えている。そのためにも、市では市民の皆さんに幸せに暮らしていただくための理念を作っていきたいと考えている。そのためにも、行政も大きな覚悟を持たなければならず、丁寧な説明が必要となってくる。ぜひ皆様には活発な議論をいただき、有意義なご審議をお願いしたい。

4. 委員自己紹介
5. 委員長、副委員長の選出

委員長に小山委員、副委員長に柳本委員を選出

6. 議題

(1) 協働のまちづくり条例（仮称）制定の進め方について

協働のまちづくり条例（仮称）の制定は、第4次狭山市総合計画前期基本計画と狭山市行財政改革指針に位置づけられている。

平成24年7月に策定した「協働ガイドライン」で示した取り組みは、その多くの事業が実施されていることを踏まえ、条例制定の基本方針を「理念条例」の制定とし、今後、意見交換会などの場を通して、狭山市にふさわしい協働のあり方を探っていく予定である。条例は、平成30年9月に制定し、31年度から取り組みを実施していく。

条例を制定することが最終目標ではなく、制定後に「わたしたち」に何ができるかを考えてもらう。

検討体制は、本委員会に加え、庁内検討委員会、意見交換会、対話の場“つな×つな・さやま”などがある。それぞれの場で皆さんのご意見を頂戴したいと考えている。

狭山市は8つの地区があり、それぞれの地区が特色あるまちづくり事業を実施してきた経緯があることから、意見交換会では、それぞれの地区に出向き、市民や事業者・議員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思っている。

(2) 今後のスケジュール

当委員会は、本日を含め4回の開催を予定している。また、8月からは意見交換会を開催し、地域の声を伺うこととしている。また、並行して庁内の検討委員会も開催し、12月には議会への中間報告を行う予定である。

次回の本委員会は10月12日の午後6時30分からを予定している。内容としては、課題・方向性・市民協働について考えてもらう。

(委員長)

条例制定の進め方やそのスケジュールについて説明いただいたところであるが、第1回の委員会でもあることから「協働」や「まちづくり」等について、委員の皆さんが普段の活動を通じて感じていることを述べていただきたい。

(委員A)

自治会活動に携わっている中で、自分たちで楽しく活動をするために、指示ではなく会員から意見を出してもらう“ボトムアップ”を心掛けている。協働事業も“ボトムアップ”で進めることが、うまくいく秘訣だと考えています。

(委員B)

私は富山県出身ですが、狭山市はすでに“元気なまち”だと感じている。さらに元気にするにはどういうことか。

(委員C)

元気な部分はもちろんありますが、若者が狭山市を住み続けたいまちと考えているかについては疑問なところがある。その点は考えていく必要があるところだと思う。

(委員D)

「つな×つな・さやま」を運営し、多くの市民のみなさんにつながり意見を交換している。「あの人が住んでいるから、このまちに住みたい」といわれるようなまちにしていきたいと思っている。

(委員E)

「狭山市をどんなまちにしていきたいか」というビジョン、行政としての理念を明確にすることはとても大事なことである。

(委員F)

不登校などの子どもの支援を行っているが、子どもたちの居場所を見つけてあげたいと思っている。また現代は、子育て世帯の1/6が貧困家庭であるとも言われている。狭山に住んでいて良かったと思ってもらえるようなまちづくりをしていきたいと考えている。

(委員G)

所属する会社の理念は「現場が大事」である。ベトナム駐在中には、自発的に子どもたちや障害者の支援を行ってきた経験もある。狭山市に着任して間もないが、どうしたら協働をやっていけるかを、みなさんと一緒に考えていきたい。

(委員H)

ルールや仕組みを作っても実行するのは人間である。「企業は人なり」といわれ、人づくりを大切にしている。笑顔があふれる人間がいっぱいいれば、素敵なまちづくりができるのではないかな。まちづくりは人づくり。何気ない会話から「狭山」がでてくるような街になればいいと思う。

(委員I)

30代の農業経営者は、現在7人しかいないので、10年・20年後の狭山市の農業が心配なところである。

近隣の川越、所沢ではなく“狭山市でなければならない”というまちになるような条例を作っていきたい。

(委員J)

条例を制定するということは何か課題があることだと思うが、課題が何なのかをお伺いしたい。

(委員長)

今日のミッションは、委員のみなさんが、それぞれ“つながる”ことである。まずは、お互いを知ることが重要である。また、課題の発見ということも課題であると考えている。いろいろな分野にそれぞれ課題があり、それをこの場で話し合っていきたい。

(委員K)

あまり認知されていないが、ホンダの野球部やサッカーのエルフェン、ラグビーのセコムラグッツなど、スポーツの分野で狭山市で活躍しているチームもある。また、ラグビーのW杯や2020東京五輪のゴルフ競技など世界的なスポーツイベントも埼玉で開催されるので、そういったものを通して狭山市が頑張っている姿をアピールできれば良いと思う。

(委員L)

狭山市は住みやすいところであると感じている。それは、狭山市の人が「やさしい」からだと思う。しかし、市の活動が市民に浸透していないと感じていて、理解されているか疑問がある。市民の声を吸い上げて、意見を届けて欲しいと思う。

(委員M)

理念条例という考え方はわかりにくい面もあると思う。市民に伝わるためのわかりやすい条例を考えていこうと思う。

(委員N)

個人で商売を行っていますが、個人商店や商店街に危機感を感じていて、何とか元気にならないかと考えているところである。また、スポーツは自分で「する」ことだけでなく、「見る」「支える」こともスポーツである。私もスポーツで狭山市を盛り上げたいと考えている。

(委員O)

自然豊かな土地で住めるのはありがたいと感じている。狭山市は高齢化率が高くなっているので「年をとっても住みやすい」まちにすることが必要だと思う。しかし、若い人にとって、狭山市にメリットが感じられないという意見も聞く。“若い人たちが住みたくなるまちづくり”は何かを考えることも重要である。そのためにも、狭山市の資

源をもっとPRすることが必要だと思う。(狭山在住で活躍されている方など)

(委員P)

福祉面から支援に携わってきたが、もっと広い視点で狭山に住んでいる人が幸せになるような活動に取り組んでいきたい。市内のさまざまな社会資源を伝えていくことが大事である。

(委員Q)

3人の子育てをしながら働いている。出産後の女性のケアを広めたいとの思いから、グループを立ち上げ、支援を行っている。今後も市内での活動を続けていきたいと考えている。

(委員R)

私も子育てをしながら、市内でママサロンの活動をしています。子育てについてわからないことがある時や、自分が知りたい情報については周りの人から得ることが多い。私自身も自分たちの活動を積極的に発信している。情報を発信したり、情報を見にいたり、皆で情報をシェアする仕組みが必要だと思う。また、自らが積極的に動くことが大切だと思う。

(委員S)

ボランティア活動の担い手は、学生や主婦が中心であったが、それぞれ、時間の余裕があまりないのか少なくなっているのが現状である。今、最も時間があるのは団塊の世代なのではないか。市民活動することが義務になるぐらいまでに活動が高まれば素晴らしいことだと思う。活動に参加しやすいきっかけとなる条例になればよいのではないか。

(委員長)

みなさんから、貴重なご意見が多数出されたと思います。今回はみなさんのお互いを知ることが一番の目的ではありましたが、想定以上の成果があったのではないかと思います。次回以降、具体的な検討に入りますが、より高いレベルでの議論が期待できると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

7. 閉会

配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会 次第 ・協働のまちづくり条例（仮称）制定について ・協働ガイドライン ・NPO法人等との協働事業等調査票（28年度実績） ・協働のまちづくり条例（仮称）制定に向けたタイムスケジュール ・狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会設置要綱
事務局	<p>市民部長・市民部次長 協働自治推進課 課長・主幹・主査・主事補 以上6名</p>